

有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法

【A基準】新施設（平成24年6月1日以後に設置）に適用される基準

	構造基準		点検方法			備考				
	基準	適否	事項	頻度	適否					
床面及び周囲	有害物質を含む水の地下への浸透及び施設の外への流出を防止するため、次の(1)～(3)のいずれかに適合すること。	適・否								
	(1) 次の①～③のいずれにも適合すること。	適・否								
	①床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造とすること。	適・否					床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上	適・否	
	②床面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。	適・否								
	③周囲は、防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置（以下「防液堤等」という。）が設置されていること。	適・否					防液堤等のひび割れその他の異常の有無	1年に1回以上	適・否	
	(2) 上記(1)に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	適・否					講じられている措置に応じた適切な事項	適切な回数	適・否	
(3) 施設本体が設置される床の下の構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できるものであること。	適・否	床の下への有害物質を含む水の漏えいの有無	1月に1回以上	適・否						
施設本体			施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上	適・否					
			施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上	適・否					
配管等（地上配管）	有害物質を含む水の漏えい若しくは地下への浸透（以下「漏えい等」という。）を防止し、又は漏えい等があった場合に漏えい等を確認するため、次の(1)に適合すること。	適・否								
	(1) 配管等を地上に設置する場合は、次の①又は②のいずれかに適合すること。	適・否								
	① 次のいずれにも適合すること。	適・否								
	a) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。	適・否					配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上	適・否	
	b) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。	適・否								
	c) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りではない。	適・否								
② 有害物質を含む水の漏えいが目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること。	適・否	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上	適・否						
配管等（地下配管）	有害物質を含む水の漏えい若しくは地下への浸透（以下「漏えい等」という。）を防止し、又は漏えい等があった場合に漏えい等を確認するため、次の(1)に適合すること。	適・否				(※1) 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第62条の5の3に規定する地下埋設配管であって消防法（昭和23年法律第186号）第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していないものである場合にあっては、3年に1回以上。 (※2) 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の漏えい等の点検を1月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、3月）に1回以上行う場合にあっては、3年に1回以上。 (※3) ただし、配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこと。				
	(1) 配管等を地下に設置する場合は、次の①～③のいずれかに適合すること。	適・否								
	① 次のa)及びb)のいずれにも適合すること。	適・否								
	a) トレンチの中に設置されていること。	適・否					配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上	適・否	
	b) a)のトレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料によることとし、底面の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。	適・否					配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上	適・否	
	② 次のa)～c)のいずれにも適合すること。	適・否					トレンチの側面及び床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上	適・否	
	a) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。	適・否					配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上	(※1) (※2) (※3)	適・否
	b) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。	適・否								
	c) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りではない。	適・否								
	③ 上記①又は②に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	適・否					講じられている措置に応じ、適切な事項	適切な回数	適・否	

有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法

【A基準】新施設（平成24年6月1日以後に設置）に適用される基準

	構造基準		点検方法			備考
	基準	適否	事項	頻度	適否	
排水溝等	有害物質を含む水の地下への浸透を防止するため、次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。	適・否				(※1) 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置若しくは排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の地下への浸透の点検を1月（有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあつては、3月）に1回以上行う場合にあつては、3年に1回以上。
	(1) 次の①～③のいずれにも適合すること。	適・否				
	① 有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること。	適・否	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上 (※1)	適・否	
	② 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。	適・否				
	③ 排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。	適・否				
(2) 上記(1)に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	適・否	講じられている措置に応じ、適切な事項	適切な回数	適・否		
地下貯蔵施設	有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。	適・否				(※1) 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第13条第1項に規定する地下貯蔵タンクであつて消防法（昭和23年法律第186号）第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していないものである場合にあつては、3年に1回以上。 (※2) 地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の漏えい等の点検を1月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、3月）に1回以上行う場合にあつては、3年に1回以上。 (※3) ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこと。
	(1) 次の①～③のいずれにも適合すること。	適・否				
	① タンク室内に設置されていること、二重殻構造であることその他の有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること。	適・否	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年に1回以上 (※1) (※2) (※3)	適・否	
	② 地下貯蔵施設の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、地下貯蔵施設が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあつては、この限りではない。	適・否				
	③ 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。	適・否				
(2) 上記(1)に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	適・否	講じられている措置に応じ、適切な事項	適切な回数	適・否		
使用の方法	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法は、次の(1)及び(2)のいずれにも適合すること。	適・否				(※1) 異常若しくは有害物質を含む水の漏えい等が認められた場合には、直ちに補修その他の必要な措置を講ずるものとする。
	(1) 次の①～③のいずれにも適合すること。	適・否				
	① 有害物質を含む水の受け入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。	適・否	管理要領からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無	1年に1回以上 (※1)	適・否	
	② 有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。	適・否				
	③ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。	適・否				
(2) 上記(1)に掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること。	適・否					